

地教行法の改正に関する骨子案

教育基本法改正、中央教育審議会答申及び教育再生会議の第一次報告などを踏まえ、地方教育行政体制の充実等を図るために、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を次のような方向で改正してはどうか。

1. 教育委員会の責任体制の明確化

- 地方教育行政は、教育の機会均等と教育水準の維持向上、地域の実情に応じた教育の振興が図られるよう、国との適切な役割分担・協力の下、公正・適切に行わなければならないこと。
- 地域の基本的な教育方針・計画の策定や教育委員会規則の制定・改廃など、合議制の教育委員会が自ら管理・執行する必要がある事項を明確化すること。
- 教育委員会は、前記以外の事務については、教育長に委任できることを明確化すること。
- 教育委員会は、第三者の知見を活用しつつ、教育長に委任した事務も含め、教育委員会の事務の管理・執行状況について点検・評価を行い、議会に報告すること。

2. 教育委員会の体制強化

- 市町村は、教育委員会の共同設置、広域連合、事務組合などにより、広域で教育行政事務を処理する体制の整備・確立に努めるものとする。
- 市町村教育委員会は指導主事の設置に努めるものとする。
- 教育委員の責務・果たすべき役割を明確にするとともに、文部科学大臣・都道府県教育委員会は、教育委員に対する研修の実施に努めるものとする。

3. 教育における地方分権の推進

- 教育委員の数については、5人を原則としつつ、都道府県・市の教育委員会は6人以上、町村の教育委員会は3人以上とすることができるようにすること。また、保護者が必ず含まれるようにすること。
- 教育委員会の所掌事務のうち、文化（文化財保護を除く）、スポーツ（学校における体育を除く）に関する事務は、地方公共団体の判断により、首長が担当できるようにすること。
- 首長の私立学校に関する事務のうち、学校教育に関する専門的な指導・助言・援助については、私立学校の独自性にかんがみ、その自主性を尊重しつつ、首長の求めに応じ、教育委員会ができるようにすること。
- 県費負担教職員の人事に関し、一定の人事に関する権限（分限・懲戒や市町村内における転任など）を市町村教育委員会に移譲すること。
- 都道府県教育委員会は、県費負担教職員の人事に当たり、市町村教育委員会の内申を尊重するものとする。
- 市町村教育委員会は、内申に当たり、校長の意見を尊重するものとする。

4. 教育における国の責任の果たし方

- 文部科学大臣は、地方自治の原則を尊重しつつ、地方公共団体の教育に関する事務が法令違反や著しく不適正な場合であって、指導・助言等を行ってもなお改善・是正されない等やむをえない場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、必要な措置（勧告・指示）ができるようにすること。
- 教育委員会や学校等の教育機関は、文部科学大臣・都道府県教育委員会が行う調査に協力するものとする。
- 文部科学大臣は都道府県教育委員会の教育長の任命について、都道府県教育委員会は市町村教育委員会の教育長の任命について、一定の関与を行うこと。

5. その他